

伊丹市立北部学習センター条例の一部を改正する条例の
制定について

伊丹市立北部学習センター条例の一部を改正する条例を別記のと
おり制定する。

令和4年6月7日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

伊丹市立北部学習センターに利用料金制度を導入するとともに、
施設の一部の用途変更を行うため。

伊丹市立北部学習センター条例の一部を改正する条例（
令和４年伊丹市条例第 号）

伊丹市立北部学習センター条例（平成１５年伊丹市条例第２９号）
の一部を次のように改正する。

第９条の見出しを「（利用料金）」に改め，同条中「別表に定める使用料を市」を「施設及び駐車場の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）として，別表に掲げる額を超えない範囲内において，あらかじめ教育委員会の承認を得て指定管理者が定める額を，指定管理者」に改め，同条に次の１項を加える。

２ 教育委員会は，利用料金を指定管理者の収入として收受させるものとする。

第１０条及び第１１条を次のように改める。

（利用料金の減免）

第１０条 指定管理者は，教育委員会規則で定める基準により，利用料金を減免することができる。

（利用料金の還付）

第１１条 既納の利用料金は，還付しない。ただし，指定管理者は，教育委員会規則で定める基準により，その全部又は一部を還付することができる。

第１８条第２号中「，第８条」を「から第１１条まで」に改める。
第１９条に次の２項を加える。

２ 前項の規定により教育委員会がセンターの管理を行うときは，第９条の規定にかかわらず，使用者は，別表に掲げる額を超えない範囲内において教育委員会が定める額を使用料として市に納付しなければならない。

３ 第１０条及び第１１条の規定は，前項の場合について準用する。
別表１の項中「施設の使用料」を「施設の利用料金の限度額」に，「ＯＡルーム」を「多目的室」に改め，同項備考１中「使用料の額は，この表に定める使用料の額（以下「基本使用料」という。）」を「利用料金の額は，この表に基づき指定管理者が定める利用料金

の額」に改め、同項備考2中「使用料の額は、基本使用料」を「利用料金の額は、この表に基づき指定管理者が定める利用料金」に改め、同項備考3中「使用料」を「利用料金」に改め、同項備考4中「使用料」を「利用料金の限度額」に改め、同項備考6中「使用料」を「利用料金の算定方法」に改め、同表2の項中備考以外の部分を次のように改める。

2 駐車場の利用料金の限度額

時間帯	午前8時45分から午後10時まで	午後10時から翌日の午前8時45分まで
限度額	当初の60分は、無料とし、当該60分を超えたときは、60分（60分未満の端数が生じたときは、60分とする。）につき150円とする。	1,000円

別表2の項備考中「150円」の右に「を超えない範囲内において、あらかじめ教育委員会の承認を得て指定管理者が定める額」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の伊丹市立北部学習センター条例第9条から第11条まで及び別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に施設の使用の許可を受けた者並びに施行日前から施行日以後にわたり駐車場を使用する者及び施行日以後に駐車場を使用する者について適用し、施行日前に施設の使用の許可を受けた者については、なお従前の例による。